

議会議案第 6 号

地方消費者行政に対する国による実効的支援を求めること
に関する意見書の提出について

地方消費者行政に対する国による実効的支援を求めることに関し、次のとおり
意見書を提出する。

平成23年 9 月30日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長
飯 野 眞 毅

地方消費者行政に対する国による実効的支援を求めることに関する意見書

国では地方消費者行政の充実策を検討しているところであるが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方自治体が独自の工夫・努力によって、消費者行政を充実させることは当然であるため、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金が存在するが、期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用には自ずと限界があり、地方消費者行政充実のために、国による継続的かつ実効的な財政支援が求められている。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組みを推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要がある。

さらに、消費生活相談員の地位・待遇についても、期限付きの非常勤職員が多く、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあり、その待遇も消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、鎌倉市議会は、政府及び国会に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日